

文教厚生委員会会議録（要点筆記）

令和8年6月22日（月）

午後2時30分 開議

○委員長（竹内功治）

ただいまから文教厚生委員会を始めます。

協議題1「事業評価について」を議題とします。まず、対象事業の決定を行います。前回の委員会において各委員から提出された事業について、実際に担当部課長へ確認を行いました。その上で対象事業の委員長案を3点選出しましたので、資料1をご覧ください。資料に沿って選定理由をご説明いたします。

1つ目は、生活援護課が所管する「生活困窮者自立支援事業」です。本事業の取組内容と件数は、他自治体と比較しても先進的であると認識しています。その一方で、事業内容が支援対象となる市民に十分に伝わっているか、また、確実な支援に結びついているかといった現状を把握しづらい部分があります。生活保護に至る前に自立できる市民を増やすためには、さらなる支援の拡充が必要と考えます。実際にこの支援を受けた市民がどれくらい自立できたのか、具体的な成果と目標について改めて検証を行う必要があると考え、選出しました。

2つ目は、健康課が所管する「健康づくり推進事業」です。市民の健康づくりのためにこれまでも様々な取組が行われてきましたが、どのような事業が実施されているのか、十分に市民に浸透しているかについて検証が必要です。特に「ゲートキーパー養成講座」につきましては、単に受講者を増やすだけでなく、受講対象者をより明確に絞り込むことや、実際に声掛けを行った人数やニーズを把握するなど、具体的な成果に繋がる取組や数値を目標とすべきではないかと考え、選出しました。

3つ目は、こども育成課が所管する「ファミリーサポート利用促進事業」です。本事業は、子育て家庭の負担軽減を図り、ひいては「市民力」を高めていく上で非常に重要な事業であると認識しています。しかしながら、事業内容についての市民への周知が十分に届いていない現状が見受けられます。つきましては、事業の啓発活動の評価、利用しやすい価格設定の検討、そして市民が安心して活動できる仕組みづくりといった点について改善を進めるべきだと考えます。また、本事業を持続可能なものとするために、依頼会員や援助会員を増やすための取組や、現状の制度改善などについても積極的に検討する必要があると考え、選出しました。

以上の3事業を、今年度の事業評価対象事業に選定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」との声あり】

それでは、今年度の事業評価対象事業を「生活困窮者自立支援事業」「健康づくり推進事業」「ファミリーサポート利用促進事業」の3事業に決定します。

続いて、今後のスケジュールについて確認を行います。対象事業の勉強会の日程を決定します。前回の委員会において7月13日と17日を候補としましたが、調整の結果、次の日程で行いたいと思います。7月13日（月）午前10時から「ファミリーサポート利用促進事業」勉強会、7月13日（月）午後1時30分から「健康づくり推進事業」勉強会、7月13日（月）午後3時から「生活困窮者自立支援事業」勉強会を行いたいと思います。以上の予定で進めていきますのでご予定ください。

また、勉強会において当局に説明を求める内容は、事前に質問事項や資料請求という形で当局へ依頼します。質問事項等がありましたら、6月26日（金）までに議会事務局までご連絡ください。寄せられた質問事項については、正副委員長にて整理・集約しますのでご承知おきください。

協議題1について、他にご発言やご確認等はありませんか。

【「なし」との声あり】

ないようですので、以上で協議題1を終わります。休憩します。

午後2時37分 休憩

午後2時41分 再開

○委員長（竹内功治）

再開します。

次に、協議題2「閉会中の調査事項について」を議題とします。

本日は当局より、学校現場を取り巻く情報セキュリティやSNS等の現状について説明をしていただきます。

○学校教育課主任指導主事（木下稔章）

半田市におけるSNSに関する指導内容および取組の現状についてご説明します。お手元のレジュメと資料を併せてご確認ください。

まず、SNSの活用も含めたデジタル関係の教育についてです。これまで小中学校では、情報機器を扱う際に、トラブルの元になる要因をできるだけ減らそうとする指導方針をとってきました。資料1ページにある「情報モラル教育」がそれにあたります。情報モラル教育の基本は、トラブルを避けるために「何もしないようにしよう」「ネットでこれをしてはいけない」という制限的な考え方に基づく指導です。それに対して、近年打ち出されたGIGAスクール構想では、1人1台のタブレット端末貸与とともに、ICT機器の利活用を積極的に行っていくという方針が示されました。機器を極力使わないでおこうという従来の考え方から、ICT機器を有効活用するためにはどのようにすればよいかという、主体的な活用を考える教育方針への転換です。これが「デジタルシティズンシップ教育」です。

この教育では、実際に機器やシステムを使いながら、トラブルがあった際にどのように対処すべきかを考え、デジタル技術を適切に活用し、責任ある行動をとりながら社会に関わっていくようにする力を養うことを狙いとしています。

半田市では、2ページから4ページの愛知県が作成した資料にあるように、必

要な情報モラル教育を基本としつつ、デジタルシティズンシップの理念も取り入れながら、タブレット端末を効果的に活用していくことを考えています。

次に、タブレット端末を貸与する際の指導についてです。

端末導入にあたっては、市が設置した「ＩＣＴ未来創造協議会」や、教職員の団体による「情報教育部会」などが連携して指導手法について協議を重ねてきました。各小中学校においては、年度当初に、新しく端末を貸し出す児童生徒に対して「タブレット貸与式」を行い、端末の活用方法について指導を行ってから貸し出すこととしています。

５ページから１０ページの資料は、小中学校において貸与式を行う際の資料です。教員用の指導案も別に作成しており、本資料を提示しながら、タブレット端末を大切に扱い、どのように活用していくとよいかを指導しています。この内容は年間を通して、必要なときに繰り返し指導を重ねています。

次に、児童生徒および教職員を取り巻くＳＮＳの状況についてです。

半田市では、生徒会役員が中心となって行う「生徒会サミット」という活動を継続しており、児童生徒の目線で学校や地域を良くするための取組を考えてきました。その中で、平成２７年度に児童生徒が主体となってインターネットの使い方を考え、「ネット５原則」を策定しました。

その後、１人１台端末が導入されたことを受け、令和５年度には「ネット５原則」の内容を見直し、「デジタル・ファイブ～５つのやくそく～」と題して改定内容が生徒会サミットで採択されました。資料１１ページの中段にあるのが、その「デジタル・ファイブ」の内容です。これらの内容は、小中学校において児童生徒自身がＳＮＳに関わる際の方針として紹介されています。

また、教職員を取り巻くＳＮＳや端末の扱いについては、令和７年度に他市等において教員による児童生徒の盗撮事案が発生し、大きな社会問題となりました。これを受けて、教職員が携帯電話やスマートフォンのような個人所有の機器で児童生徒を直接撮影することは原則禁止されました。

資料１２ページにある通り、その他にも児童生徒との私的な連絡を行うことが禁止されています。さらに、資料１３ページのガイドラインにあるように、学校が運営するホームページやＳＮＳの運用ルールを再確認し、掲載写真が悪用されて児童生徒が被害に遭うことを予防することが求められています。

撮影の制限は当然必要な措置ですが、実際の学校現場では、職員室から離れた場所での緊急事態の際に関係施設や保護者との連絡を取るにあたって、教職員の個人機器に頼らざるを得ない部分があります。現在、各小中学校には連絡用のスマートフォンが１台、市から貸与されていますが、この１台ですべての緊急連絡を賄うことが難しいのが実情です。

また、学校ホームページに掲載する写真については、直接顔を写さないように配慮したり、個人が特定できないよう画像を加工したりするなどの配慮を各校で行っていますが、ホームページのセキュリティ対応も依然として喫緊の課題です。

最後に、半田市内の小中学校におけるSNSに係るトラブルについてです。

トラブルの多くは家庭における個人所有のスマートフォンやゲーム機を介したものであり、学校から配付している学習用タブレット端末を介したトラブルは極めて少ない状況です。

今後も情報モラル教育を基本としたデジタルシティズンシップ教育を充実させ、配付タブレットおよび個人機器のより良い活用の仕方を学んでいけるように指導していきたいと考えています。説明は以上です。

○委員長（竹内功治）

説明は終わりました。ただいまから、当局の説明に対する質問や、今後の調査に向けた意見交換を行います。しばらく休憩します。

午後2時52分 休憩

午後3時13分 再開

○委員長（竹内功治）

再開します。

ただいまの休憩中の意見交換を踏まえ、本テーマについて今後しっかりと調査・提言の準備を進めていきたいと思います。

続いて、視察先について行います。県内視察および県外視察の候補地について協議します。県外視察は、茨城県つくば市、埼玉県戸田市、東京都渋谷区を、県内視察は春日井市を候補として、まずは受け入れの打診を行いたいと思います。このほかに視察先がありましたら、6月26日（金）までに事務局までご連絡ください。今後の先方との調整の中で、調整がつかなかった場合の視察先の再選定も含めて、正副委員長にご一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」との声あり】

それではそのように進めてまいります。

続いて、県外視察の日程です。前回の委員会で検討したお盆期間の実施を避け、日程は「11月16日（月）～18日（水）」の3日間で調整をさせていただきます。また、県内視察の日程ですが、10月26日（月）もしくは10月28日（水）のいずれかで調整を進めます。相手方の都合に合わせますので、この両日とも日程を確保しておいていただくようお願いします。

続いて今後のスケジュールですが、7月22日（水）午前10時30分からの委員会において視察先の事前勉強会を行い、9月2日（水）の議案審査終了後の委員会において質問事項の調整を行いたいと思います。この日程でよろしいでしょうか。

【「異議なし」との声あり】

それではそのように進めさせていただきます。

協議題2については以上とします。

続きまして、協議題3「その他」を議題とします。

まず、決算審査資料請求について行います。資料2をご覧ください。昨年度の決算審査において請求した資料のうち、「会計年度任用職員の雇用状況（過去3

年分)」について、内容を削除してはどうかとの意見がありました。決算審査において本資料をもとに質疑を希望する委員がおられましたら今年度も引き続き請求しますが、不要であれば削除いたします。委員の皆様にご意見を伺います。暫く休憩します。

午後３時１７分 休憩

午後３時１８分 再開

○委員長（竹内功治）

再開します。

ただいまの休憩中の意見交換を踏まえ、会計年度任用職員の雇用状況につきましても昨年度と同様に資料請求を行う方向で、決算特別委員会へ報告したいと思いますがよろしいでしょうか。

【「異議なし」との声あり】

それではそのように報告します。

その他に何かご発言はありませんか。

【「なし」との声あり】

ないようですので、本日の協議事項はすべて終了しました。

以上で文教厚生委員会を終わります。

散会：午後３時１９分